



いきいき

### オホーツク農業振興へのかじ取りを

地方独立行政法人北見農業試験場の新しい場長として着任した竹中さん。「前任の志賀場長の意向も受け、北海道、オホーツク圏の農業試験場として農業振興に向けたかじ取りをしていきたい」と抱負を話していました。

竹中さんは、富山県高岡市出身。昭和58年に北海道大学大学院(農業工学専攻)を卒業後、中央農業試験場(空知管内長沼町)入り。中央農試内の農業研究本部企画調整部長から4月1日付で北見農業試験場長に着任しました。

「根釧と十勝農試のほかは、すべて中央農試勤務。全道的には場や畑などに出向いて、各地の農業機械化、省力化などを視察、指導し、訓子府にきた



竹中 秀行さん (弥生 58歳)

こともあります。勤務は初めてです」 「北見農試は、主要農作物の育種場として北海道農業に果たす役割は大きく、責任を感じます。農業生産に寄り、さまざまなニーズに合わせた品種改良などのかじ取りをしていきます」

「訓子府町は、町長はじめ多くの関係者が北見農試に対し理解があると聞いています。町の地域活性化チャレンジ事業などへの協力を今後も継続していきたいと思っています」

「個人的には、専門が農業機械なので、豆類の機械化栽培体系の確立や精密農業技術開発にもかかわってきており、この経験を町の農業者に役立てたいと考えています。各種農業情報など、農業関連産業や全く違った産業の育成のための仕組みづくり、ドイツの国際農業機械展などの情報を積極的に地域の方に提供していきたいと思っています」

「北見農試から生まれたじゃがいものスノーマーチ。その焼酎、おいしいですね。メロンはまだ食べたことがないので、ぜひ食べたいし、学生時代から続けている太極拳を含め、訓子府でいろいろな体験もしたいですね」

今月の担当 管理栄養士 五十嵐 亜紀



## 運動・栄養・休養

町では平成20年3月に健康増進法に基づく「第1期訓子府町健康増進計画」を策定し、健康づくりを推進してきました。計画策定から7年が経過し、今後も町民の皆さんが健康で暮らせるまちづくりをめざすため、今年の3月に「第2期訓子府町健康増進計画(計画期間Ⅱ平成27年度～平成36年度)」を策定しました。この計画は今後10年間、町民の皆さんが主体的に健康づくりに取り組む指針となるものです。第2期訓子府町健康増進計画(以下第2期計画)では、「健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができる地域社会をめざして」を基本理念に、以下の四つの基本方針を掲げ、本計画に沿って健康づくりを推進していきます。

- 【基本方針】
- ① 町民の健康上の課題を明確にし、地域特性に応じた健康づくりに取り組みます
  - ② 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます
  - ③ 生活習慣病などの発症予防および重症化予防に重点を置いた活動を推進します

### “健康増進計画について～第2期訓子府町健康増進計画を策定しました～”

- ④ 町民が健康づくりに取り組むことができるよう、個人・地域・行政の役割を明確にして連携を強化し、社会全体としての個人の健康を支え、守る環境づくりに努めます
  - また、第2期計画では次の六つの分野で具体的な提案を行っています。各分野が相互作用し、一人ひとりの健康が維持されるよう取り組んでいきます。
- 【六つの分野について】
- ① 栄養・食生活
  - ② 運動・身体活動
  - ③ 健康管理
  - ④ 休養・こころの健康
  - ⑤ 飲酒および喫煙
  - ⑥ 歯の健康
- 今後、六つの分野の具体的な提案について「ヘルシー&介護」のコーナーで紹介していきます。計画書は、福祉保健課と図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。
- また、計画の概要版は4月号広報に折り込んでおり、その他、町のホームページでも閲覧できます。ぜひ、第2期計画をご覧いただき、皆さんの健康づくりに活用してください。

## 介護・支援・予防

### わたしたちの国民年金

#### 「後納制度」の利用は今年の9月まで!

後納制度とは、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方が申し込みをすることにより、保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長されるもので、本年9月までの期間限定の制度です。

ただし、老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

#### 申し込みはお早めに!

- ① 申し込み後に納付が可能な期間の審査があり、結果のお知らせが届きます。
- ② 後納制度の保険料には、当時の保険料に加算額が上乘せされます。

③ 後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めます。

#### 保険料の免除期間はどうなるの?

◆利用できる場合◆  
一部免除された期間のうち、未納となっている期間

※この場合の後納する保険料は、全額未納とみなされるため、一部ではなく1か月分の保険料が必要となります。

◆利用できない場合◆  
全部免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間  
詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または北見年金事務所(☎25-9635)にお問い合わせください。

納め忘れはありませんか?国民年金保険料

### くねっぶがフアン



天野 青依さん (元町 20歳)

“母のような介護士になりたい”

今月は、特別養護老人ホーム「くねっぶ静寿園」に勤めている天野さんにお話をうかがいました。  
「高校まで遠軽町で過ごし、北見の専門学校に進学後、今年の4月から働いています。母が介護士をしていて高校のときに興味を持ち、介護の仕事に就きたいと思いました」  
「これからは先輩方に仕事を教わりながら、早く仕事に慣れて、母のような介護士になりたいです」  
「趣味は、サッカー観戦で香川選手や内田選手が活躍しているドイツに行つて、サッカー観戦してみたいです。そのためにドイツ語の勉強もしてみたいですね」  
「将来は、訓子府町や道外で介護士の経験を積んで、海外の介護ボランティア講師として働いてみたいです」